

よくある質問(物品購入等) ※初めに、申請要領を御確認ください。

**[Q1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項について
教えてください。]** 申請要領 P. 1

A. 条文については、以下のとおりです。

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

[Q2. 会社を設立してすぐに登録可能ですか?] 申請要領 P. 1

A. 登録はできません。入札参加資格要件として、令和 7 年 11 月 1 日においてその業種での 2 年以上の実績が必要です。

[Q3. 受付期間外の申請は可能ですか?] 申請要領 P. 2

A. 下記期間外の申請受付は行っておりません。期間内に手続を御願います。

※申請方法が「ウェブ手続完了後、書類の郵送をもって申請」に変わりました。

ウェブ手続開始日： 令和 7 年 10 月 20 日（月）から

申請書類受付期限： 令和 7 年 11 月 28 日（金）まで（※郵送必着）

[Q4. 窓口での申請は可能ですか?] 申請要領 P. 2

A. 原則、「ウェブ手続後、書類の郵送をもって申請」となりますので、窓口の申請はできません。
書類の郵送に際しては、未到着等のトラブル防止のため、配達記録が残る方法を御利用ください。
（書留類・レターパック等）

[Q5. 他の手続で利用者登録を行ったことがあるのですが、その ID とパスワードで手続ができますか?] 申請要領 P. 2

A. これまでに「那覇市オンライン申請システム」で利用者登録を行ったことがある場合には、改めて登録をする必要はありません。登録済の ID とパスワードでログインし手続してください。

[Q6. 行政書士が複数業者のウェブ手続を行う場合、業者ごとの利用者登録（ID とパスワード）が必要ですか。] 申請要領 P. 2

A. 行政書士（事務所）が手続する場合は、行政書士（事務所）自身の利用者登録を行い、登録した ID とパスワードでログインし手続してください。

[Q7. ウェブ手続後に入力誤り（書類の添付誤り）がわかった場合の修正方法を教えてください。] 申請要領 P. 2

A. 「那覇市オンライン申請システム」の『申請履歴一覧』から対象を選択し、取下げ処理を行ってください。その後、改めてウェブ手続をお願いします。

なお、改めてウェブ手続する際、「申請内容を使用して新しく申請する」または「過去申請を使用する」から操作を行うと送信済の内容が初期表示されますので、必要箇所を修正し手続することができます。

[Q8. 同じ内容のウェブ手続を2回行っていたことがわかったのですが、どうしたらよいですか？] 申請要領 P. 2

A. 「申請内容のPDF」の上部に「申込日時及び申込番号」が記載されていますので、「マイページ」の『申請履歴一覧』から、古い日時の申込番号を選択し取下げ処理をしてください。

ただし、古い日時の申請書等を郵送済の場合には、最新の方を取下げ処理してください。

[Q9. パソコンの不具合、書類のPDF変換ができない場合の対応について教えてください。] 申請要領 P. 2

A. 通信環境の不具合、メールやスキャンなどウェブ手続に必要な環境が整っていない場合には、下記までご連絡ください。

【問合せ先】那覇市総務部法制契約課物品契約グループ 098-951-3253

[Q10. 書類不足・不備等があった場合、どのような取り扱いになりますか？] 申請要領 P. 1

A. 書類を確認後、書類不足・不備等があった場合は、法制契約課より連絡いたします。

不備の書類については、訂正後の書類を再提出して頂きます。

なお、指定した期日までに修正及び書類郵送がない場合、書類不備等により申請未完了となり申請がなかったものとして取り扱うこととなりますので、早目に御対応ください。

[Q11. 申請書類を受け付けた確認はできますか？] 申請要領 P. 3

A. 電話又はメール等による受付確認の問合せには対応できませんが、「那覇市オンライン申請システム内の『マイページ』において手続（受付）状況が確認できます。また、利用者登録時に登録したアドレス宛にメールが届きますので、どちらの方法でも状況確認ができるようになっています。

なお、今回より「はがき」による受付証明は廃止しています。

[Q12. 審査結果について認定通知は送付されますか？] 申請要領 P. 6

A. 3月初旬までに、認定を受けた方には認定通知書を、認定を受けられなかった方には未認定通知書を送付します。

[Q13. 証明書類はどこで取得しますか？] 申請要領 P. 4～6

A. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） . . . 法務局

印鑑証明書 . . . 法人：法務局、個人：住所地の市町村

身分証明書（個人業者のみ） . . . 代表者の本籍地の市町村

登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（個人業者のみ） . . . 法務局

市町村税納税証明書 . . .

法人： 契約締結先となる事業所（委任先があれば委任先）の所在地の市町村

個人： 事業主の住所地の市町村

消費税納税証明書 . . . 税務署

[Q14. 当社が所在する市町村は、市町村税納税証明書で「滞納のない証明」を発行していません。どの証明書を添付すればよろしいですか？] 申請要領 P. 5

A. 東京 23 区など市町村税納税証明書で「滞納のない証明」を発行していない自治体があります。この場合は、下記①②のとおり、直近 2 年で未納額がないことがわかる「納税証明書」を添付してください。

なお、下記①②について土地などの不動産がない、軽自動車（又は自動車）はリースしているなどで固定資産税や軽自動車税（又は自動車税）が賦課されていない場合は、当該証明書は提出する必要はありません。

また、下記①②について軽自動車（又は自動車）が複数台あるときは、1 台分の直近 2 年の軽自動車税（又は自動車税）の納税証明書を提出してください。

① 東京 23 区に存する事業所の場合

都税事務所が発行する直近 2 年の法人住民税、固定資産税、自動車税の納税証明書を提出してください。

② 東京 23 区以外の市町村に存する事業所の場合

市町村が発行する直近 2 年の市町村民税、固定資産税、軽自動車税の納税証明書を提出してください。

[Q15. 消費税の免税事業者も納税証明書は必要ですか？] 申請要領 P. 5

A. 必要です。税務署長が証明する納税証明書（未納税額のない証明）を提出してください。

納税証明書その 3、3 の 2 及び 3 の 3 のいずれでも構いません。

本店等でまとめて消費税を納めている場合は、本店についての未納のない証明書を提出してください。

[Q16. 委託業務も登録可能ですか？] 申請書 様式 1

A. ①広告・企画・イベント、②調査業務、③業務代行、④運送、⑤その他委託業務等

については登録できません。基本的には、物品の売買業務での登録となりますが、印刷物を製作する業者、リース会社は登録の対象となります。

登録可能な業種・種目については、「業種・種目一覧表」をご参照ください。

[Q17. 法制契約課にて実施する電子入札に参加しない場合でも、入札参加資格申請は可能ですか?]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・申請要領 P. 5

A. 電子入札参加希望の有無に関わらず、那覇市が発注する物品の購入、売払い、製造等の競争入札に参加を希望する場合は、入札参加資格申請が可能です。

ただし、法制契約課が実施する物品の入札手続に参加する意向のある事業者においては、令和 8・9 年度那覇市入札参加資格を有する者としての認定と併せ、別途、電子入札システム利用に関する手続がされていることが必要となります。

詳しくは、当市ホームページにてご確認ください。

当市トップページ>産業・ビジネス>事業者登録・入札・契約
>那覇市電子入札システム

「マニュアル」:「物品購入に係る電子入札システム導入説明会資料

(令和 4 年 4 月 21 日・22 日開催)」

R7.10.15 追加

[Q18. 書類郵送の際に作成する「個別フォルダー」に色の指定はありますか] 申請要領 P. 3

A. 色の指定はありません。